全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
東京都千代田区
東神田1-10-2
TEL03(5687)2635
購読料　1部100円

まごころで奉仕する
東浴信用組合

国民生活金融公庫予算案等説明会

前年度水準を確保
デフレ対策関連盛り込む

平成十五年度の国民生活金融公庫（生活衛生資金貸付）予算案等の説明会が一月二十九日、東京都・港区の「全国生衛会館」で関係者多数が出席するなか開催された。

国民生活金融公庫の高木副総裁が「平成十五年度の当公庫予算案につきまして、昨年十二月二十四日に閣議決定されました。平成十三年度の財政改革により、資金調達の弾力化が認められました。平成十五年度は収支差補給金をいただくことなく運営することができる見通しとなりました。公庫としてもこれまでの貸し出し姿勢は代わりありません、デフレ対策を講じています。厳しい環境の中ですが皆様と共に乗り切っていきたい」との開会の挨拶を述べた。

続いて全国生活衛生同業組合中央会の白木理事長が来賓として「環境衛生公庫から国民生活金融公庫に変更したが、これまで以上に制度面などでキメ細かな配慮を頂いて感謝しています。資源ともたない日本は頭脳＝体力が基本です。国民生活衛生は気をひきしめて今後も努力していきたい」と挨拶。

このあと当日の議題である平成十五年度の生活衛生関係営業予算（案）の概要（別項）説明に入り、厚生労働省健康局生活衛生課の芝田課長は、生活衛生関係営業指導センターの補助、国税・地方税に関連する税制改正などにより消費税の見直しについては事業者免税点の引き下げ（年間課税売上高三千万円を一千万円以下に引き下げ）、総額表示の義務付けなど厳しい面もあるなか、行政としては平成十五年度も力を尽くして協力を呼びかけた。

また、平成十五年度国民生活金融公庫予算（生活衛生資金貸付）案について同公庫生活衛生企画部の牧原部長から「貸付計画額は前年度と同額の二千三百億円を計上。貸付条件の改善（特別貸付の改正）の他に、昨今の経済情勢を踏まえて、デフレ対策の関連措置をとった」と別項の通りの十五年度「生活衛生資金貸付」の説明が行なわれた。

予算案の説明のあと、環境衛生議員連盟の公庫部会長、藤井孝男衆議院議員が「生衛資金の貸付けについては前年同様の額を確保できた。業界の皆様とともにこのデフレ状況を打開していくつもりです。この予算案がスムーズに成立するよう努力するとともに多少時間はかかっても、明るさを取り戻す秘訣です。

ところが、困ったことに最近は熱を出せない人が増えています。

夏は本来、汗をかくべき季節ですが、現代生活においてはクーラーの効いた部屋で一日中過ごすので、汗をかかせるのには、入浴で体温を上げ汗をかくことが不可欠です。カゼで熱があるときも同様で、特に熱が上がり切らず、37℃台でうろうろしているような場合は、入浴は非常に有効な方法です。

足湯は、のどが痛むには、リフレッシュさせて平熱に戻ったときのみなどに効果的です。カゼやリウマチ、手足の冷え、肩峰腱炎、生理痛、疲労による足の痛みなどに効果的です。

体を整えるのは家庭風呂よりも銭湯

全身浴には、湯量があったほうが湯が冷めにくく、また、湯の圧力も加わり、体に熱が浸透しやすいというメリットがあります。つまり、体の緊張・硬直をほぐしやすいということです。そういった意味で大きな浴槽のある銭湯は、まさに体を整えて健康体に戻す絶好の場所。健康づくりに銭湯を利用しない手はありません。

風呂の入り方を変えるだけで

自然治癒力が高まり

カゼがグングン治る

井本整体主宰・医学博士　井本　邦昭

入浴で発熱を促してください。コツとしてふろ温を38～39℃まで上げるはずぐ寝ることです。

十分に発熱してカゼを上手に経過させる、体の硬直・緊張がゆるみ、体は整った状態（つまり整体）になります。熱が下がった後も、カゼを引く前よりも体がすっきりしたという感じを経験した人も少なくないと思います。

また、体を局部的に刺激する足湯もとても効果的です。47～48℃の湯に両足のくるぶしの中央から下を入れます。やけどしない程度の熱い湯で行うことがポイントです。4～6分たったら乾いたタオルで足と汗を拭きます（上半身に汗をかかない場合はさらに3～4分続ける）。この時両足を比べると、必ずどちらか一方が赤くなるのが速いはずですから、その速いほうの足をさらに2分間、お湯に浸けます。お湯がぬるくなったら差しお湯をして、温度調整をすることが大切です。

一時的に緊張備な状態になるからです。ですから、すべての刺激を避ける必要があるのです。このとき無理をしてカゼをぶり返すと、今度はなかなか治りません。

カゼを上手に経過させるのです。それを無理に薬で抑えることは、戦いを放棄させることにほかなりません。

インフルエンザが猛威を振るったときも、薬で解熱をしたばかりに死に至ったケースも多かったようです。熱を下げたことによってウイルスが体内にまん延し、脳炎を起こしてしまったのです。このような例からもわかるように、カゼをやっつけるに足る熱を出し切ることがカゼを速やかに経過させ、健康を取り戻す秘訣です。

ところが、困ったことに最近は熱を出せない人が増えています。

夏は本来、汗をかくべき季節ですが、現代生活においてはクーラーの効いた部屋で一日中過ごすので、汗をかかせるのには、入浴で体温を上げ汗をかくことが不可欠です。カゼで熱があるときも同様で、特に熱が上がり切らず、37℃台でうろうろしているような場合は、入浴は非常に有効な方法です。

足湯は、のどが痛むには、リフレッシュさせて平熱に戻ったときのみなどに効果的です。カゼやリウマチ、手足の冷え、肩峰腱炎、生理痛、疲労による足の痛みなどに効果的です。

体を整えるのは家庭風呂よりも銭湯

全身浴には、湯量があったほうが湯が冷めにくく、また、湯の圧力も加わり、体に熱が浸透しやすいというメリットがあります。つまり、体の緊張・硬直をほぐしやすいということです。そういった意味で大きな浴槽のある銭湯は、まさに体を整えて健康体に戻す絶好の場所。健康づくりに銭湯を利用しない手はありません。

風呂の入り方を変えるだけで

自然治癒力が高まり

カゼがグングン治る

井本整体主宰・医学博士　井本　邦昭

入浴で発熱を促してください。コツとしてふろ温を38～39℃まで上げるはずぐ寝ることです。

十分に発熱してカゼを上手に経過させる、体の硬直・緊張がゆるみ、体は整った状態（つまり整体）になります。熱が下がった後も、カゼを引く前よりも体がすっきりしたという感じを経験した人も少なくないと思います。

また、体を局部的に刺激する足湯もとても効果的です。47～48℃の湯に両足のくるぶしの中央から下を入れます。やけどしない程度の熱い湯で行うことがポイントです。4～6分たったら乾いたタオルで足と汗を拭きます（上半身に汗をかかない場合はさらに3～4分続ける）。この時両足を比べると、必ずどちらか一方が赤くなるのが速いはずですから、その速いほうの足をさらに2分間、お湯に浸けます。お湯がぬるくなったら差しお湯をして、温度調整をすることが大切です。

一時的に緊張備な状態になるからです。ですから、すべての刺激を避ける必要があるのです。このとき無理をしてカゼをぶり返すと、今度はなかなか治りません。

カゼを上手に経過させるのです。それを無理に薬で抑えることは、戦いを放棄させることにほかなりません。

インフルエンザが猛威を振るったときも、薬で解熱をしたばかりに死に至ったケースも多かったようです。熱を下げたことによってウイルスが体内にまん延し、脳炎を起こしてしまったのです。このような例からもわかるように、カゼをやっつけるに足る熱を出し切ることがカゼを速やかに経過させ、健康を取り戻す秘訣です。

ところが、困ったことに最近は熱を出せない人が増えています。

夏は本来、汗をかくべき季節ですが、現代生活においてはクーラーの効いた部屋で一日中過ごすので、汗をかかせるのには、入浴で体温を上げ汗をかくことが不可欠です。カゼで熱があるときも同様で、特に熱が上がり切らず、37℃台でうろうろしているような場合は、入浴は非常に有効な方法です。

足湯は、のどが痛むには、リフレッシュさせて平熱に戻ったときのみなどに効果的です。カゼやリウマチ、手足の冷え、肩峰腱炎、生理痛、疲労による足の痛みなどに効果的です。

体を整えるのは家庭風呂よりも銭湯

全身浴には、湯量があったほうが湯が冷めにくく、また、湯の圧力も加わり、体に熱が浸透しやすいというメリットがあります。つまり、体の緊張・硬直をほぐしやすいということです。そういった意味で大きな浴槽のある銭湯は、まさに体を整えて健康体に戻す絶好の場所。健康づくりに銭湯を利用しない手はありません。

（東浴広報誌「10」より転載）

平成15年度生活衛生関係営業予算（案）の概要

Ⅰ　一般会計予算（案）　14年度→15年度予算（案）

1．生活衛生関係営業振興事業助成費　2億円→2億円
- 各生活衛生同業組合連合会等が行う振興事業への助成
- 補助先例…全国生活衛生営業指導センター〔他〕全国生活衛生同業組合中央会

〈積算内訳〉
- 生活衛生関係営業振興指導事業費　22百万円
  （新先駆的事例提供啓発事業費　12百万円）
- 生活衛生関係営業振興事業調査・研究事業費　25百万円
- 全国生活衛生同業組合連合会等振興助成費　134百万円
- 都道府県生活衛生同業組合振興助成費　20百万円

2．食品リサイクル推進事業　11百万円→13百万円
- 飲食業や旅館業における食品リサイクルの推進のため、14年度の廃棄量等の調査結果を踏まえ、リサイクルシステムを構築する。

3．全国・都道府県生活衛生営業指導センターへの補助
- 中央指導員・経営指導員の確保など672百万円→651百万円

Ⅱ　税制改正の概要

1　国税関係

(1)共同利用施設の特別償却制度の延長（法人税）2年間延長する
(2)留保所得に係る特別控除制度の延長（法人税）2年間延長する
(3)賃倒引当金の特例措置の延長（法人税）2年間延長する
(4)中小企業等事業基盤強化税制の延長及び拡充（所得税・法人税）中小企業投資促進税制の拡充（所得税・法人税）2年間延長する（ただし、拡充については×）
(5)中小企業等の機械等の特別償却制度の延長（所得税・法人税）この租税特別措置は廃止する　ただし、中小企業投資促進税制でカバーされるので、実質的に要望趣旨実現
(6)産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の適用期限の延長（所得税・法人税等）2年間延長する

2　地方税関係

産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の適用期限の延長（不動産取得税）2年間延長する

3　その他の中小企業共通の措置等

(1)交際費の損金算入範囲の見直し
- 適用対象法人の拡大（現行資本金5千万円以下を1億円以下に引き上げ）
- 損金算入限度額の拡大（現行320万円を360万円に引き上げ）

(2)相続税及び贈与税の最高税率引き下げ
- 現行70%を50%に引き下げ

(3)外形標準課税の導入
- 対象は、資本金1億円超の法人
- 適用は、平成16年4月1日から

(4)消費税の見直し
- 事業者免税点の引き下げ（年間課税売上高3千万円以下を1千万円以下に引き下げ）
- 簡易課税制度適用対象者の縮小（年間課税売上高2億円以下を5千万円以下に引き下げ）
- 申告納付回数の増加（年間納付納税額6千万円以上の事業者は、年4回納付を毎月納付とする）
- 総額表示の義務付け
- 適用は、個人事業者につき、平成17年1月1日から、法人については、平成16年4月1日から（但し、総額表示については、個人事業者も平成16年4月1日から）

平成15年度国民生活金融公庫予算（案）の概要（生活衛生資金貸付）

1　貸付計画額　2,300億円（うち小企業等設備改善資金特別貸付分190億円）
［平成14年度と同額］

2　貸付条件の改善

(1)貸付対象の追加
新規開業又は支店開設時の店舗の取得について、改装を伴わない場合も貸付対象とする。

(2)特別利率適用施設設備の追加（特別利率③適用）
ア　「毛髪・頭皮カウンセリング関連機器（理容業）」を追加
イ　新規開業、独立開業又は支店開設時における「店舗等」の新築・増改築を追加

(3)特例貸付の改正
ア　受動喫煙防止施設の特例対象への追加
受動喫煙防止施設の設置に要する資金（受動喫煙防止資金）について、貸付条件の特例措置を導入する。
【受動喫煙防止資金にかかる貸付条件】
貸付限度額：3，000万円
貸付期間：15年以内
貸付利率：特別利率③（振興事業貸付の場合）、特別利率②（一般貸付の場合）
取扱期間：平成17年3月31日まで
対象設備：喫煙室、喫煙コーナー、分煙テーブル、エアカーテン、空気清浄機　等
イ　事業展開支援貸付の取扱期間の1年延長

(4)特別貸付等の改正
ア　小企業等設備改善資金特別貸付にかかる特例措置の1年延長
(ア)貸付限度の別枠措置（別枠450万円）
(イ)貸付期間の特例措置（6年以内→7年以内）
イ　生活衛生関係営業緊急資金緊急特別貸付の見直し等
(ア)取扱期間の1年延長
(イ)利息機械措置にかかる取扱の変更
年5％を超える利息部分について1年間支払いを猶予し、猶予した部分について「3年以内に一括して支払いできる措置」を「対象貸付日の最終期限までに一括して支払できる措置」とし、かつ、最終期限までの支払いが困難と判断される場合については、最終期限から1年を超えない期間までに一括して支払うことができることとする。

デフレ対策関連（生活衛生資金貸付）

(1)生活衛生関係営業緊急経営安定対応貸付の拡充（平成14年11月29日から実施）
「金融環境変化対応資金」の対象に「取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構（RCC）に譲渡された者等で、経常利益を計上している等、業況が順調であると認められるものに対してRCCに繰上返済等を行うために必要な資金」を追加する。

(2)第三者保証人等を不要とする特例措置の導入（平成15年1月27日から実施）
第三者保証人を依頼すること又は担保を提供することが困難な生活衛生関係営業者に対し、家族、従業員等を保証人とする特例措置を導入する。
【貸付条件】
貸付対象者：次のすべての要件に該当するもの
ア　税務申告を2期以上行っていること
イ　所得税等を期限内に完納していること
ウ　業況等から第三者保証人及び担保を徴する必要がないと判断されるもの
貸付限度額：1,000万円
貸付期間：運転資金5年以内
　　設備資金10年以内
貸付利率：各貸付制度の貸付利率＋0.7％（平成15年1月27日現在）
保証人：法人の場合…代表者のほか必要に応じ家族、役員又は従業員
　　個人の場合…申込人の家族又は従業員

業の再生めざして全力を傾注
東浴三組合合同新年会

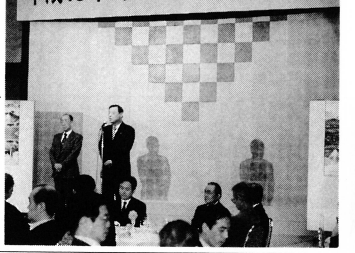

東京都浴場組合、東浴信用組合、東浴国保組合の東浴三組合による合同新年会が一月十七日、東京都・港区の「明治記念館」で組合員約百八十名が出席し、盛大に開かれた。

村上常務理事が司会をつとめ、三組合を代表して生活衛生同業組合の高橋理事長が「経済が後方に傾斜のかかった階段にいるような状況の中で、一歩一歩ステップを前に進めていきたい。『量』から『質』が問われている百年にもあたり、まず東京から元気を出し、さらに日本を活性していきたい」と述べた。松本文明都議の激励の言葉のあと、東京都生活文化局の、さらに江戸開府四百年ともあり、業の再生を目ざして明るい年になるよう期待している。都民のニーズは多様化しており、魅力ある浴場づくりに皆さんも努めていただきたい。行政も支援しますので一層の理解と協力をお願いしたいと挨拶した。

全国公衆浴場議員懇談会事務局長をつとめている保坂三蔵参議院議員も「昨年の石川県で開かれた業者大会で全浴連の高橋理事長が『苦しい時代にはスクラム組んで乗り切っていこう』との言葉があったと聞いているが、まさにその通りで、国からも積極的に支援するので頑張る年にしたい」と盛り上げた。

東浴信組の綾部理事長の音頭で乾杯、祝宴に入った。祝宴ではなごやかに歓談、村上常務理事の閉会の言葉で新年会を終えた。

湯　濾過機　超音波　バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町4－4－1
電話　東京(03)3607－0800(代)

◎半自動サッシのエバト
◎特許フィルム防水カガミ
ヨゴレの少ない、
ピカピカのカガミ
株式会社 江波戸硝子産業
〒111－0056 東京都台東区小島1－4－17
TEL 03-3861-1636 FAX 03-3861-1638

萬古清風

「『不惜身命』をつらぬき…」という一般には耳慣れない言葉とともに「『不惜身命』の精神」を掲げた貴乃花だが、約10年後の今初場所で、30歳にして土俵を去ることになった。30歳と言えば一般にはまだまだ働き盛りである。相撲社会の厳しさをうかがわせるものがある。▼貴乃花は引退にあたり「すがすがしい気持で悔いはない」と語ったが、その好き嫌いは別にして、かげりを見せはじめている相撲人気をくいとめる関ドメとなった一人であることは否定できない▼相撲の世界は過酷である。15日間で「勝ち組」と「敗け組」を選別するのだから。7勝7敗で千秋楽までも最後には結着を迫られる。負け越しが続けば連良く幕内力士になった者も、十両落ちさらに幕下まで…ということになる▼厳しい相撲の世界で「関取」と呼ばれる人は限られている。先日知人の十三回忌が下町の「チャンコ鍋」店で開かれた。店主は元力士だが「関取」ではなかった。十両以上になると「関取」と呼ばれ、それ以下はもらえるが、それ以下は無給に近く所属する部屋に面倒を見てもらっていた、という。貴乃花は国技の頂点を極め、文字通り「不惜身命」の精神で頑張り、力尽きて引退したが、明日の相撲を支えるスターは誕生するだろうか。

初の強制貫流再循環方式

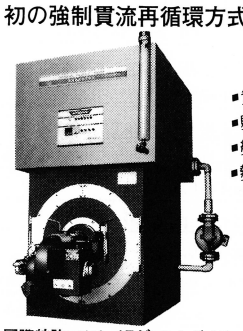

■省燃費・超小型
■貯湯タンク内蔵
■給湯と熱交の併用式
■熱交率90%以上

国際特許マツセイラジアントボイラ
MS－200－8型

最先端を行く一物理と化学の結晶

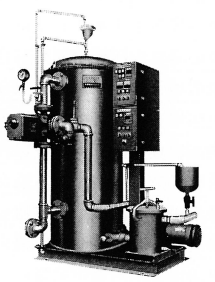

オゾン浄化装置　MT－5型ステンレス製 沪過機
レジオネラ菌を始めウイルス菌バクテリアの殺菌は塩素の3000倍の効果

常に先端をゆく80年の歴史の結晶・浴場用機器専門メーカー
■インターネットホームページ開設　http://www1.odn.ne.jp/matsusei
呈　浴場設備機器カタログ
松清金属株式会社
本　社　京都府八幡市岩田六ノ坪61番地の2 TEL(075)982-0317(代)
出張所　札幌・青森・八戸・盛岡・新潟・仙台・金沢・東京・三重
広島・高松・福岡・熊本・鹿児島
MATSUSEI KINZOKU CO., LTD.

町田忍さん（庶民文化研究家）
「銭湯トークショー」開く

町田忍さんが「銭湯読本」を監修し、刊行したのを記念して1月二十五日、東京・杉並区の高円寺にある「並之湯」でトークショーが開かれた。

この銭湯トークショーを主催したNPOライフスポット杉並は「銭湯を拠点にしてコミュニティを再構築しよう」という趣旨で設立された特定非営利活動法人（NPO）。この日の会場を提供したのは事務局長でもあり、並之湯の主人の大小島さん。「減りつつある銭湯ですが、少しでも銭湯ファンが増えればと思います。本日は庶民文化研究家の町田さんを紹介します」と挨拶。

町田さんは冒頭「銭湯ブームとも言われているが単なるブームで終わらせたくない。銭湯の良さを知ってもらい、地域に定着するようになれば良いと銭湯へのこだわりを語った。続いて約二十四年程前に銭湯に興味を持ちはじめてから、全国各地の銭湯の写真を取り始めたこと、またスライドを使用しながら、全国の銭湯の主人の大小島さん。「減りつつある銭湯ファンが増えればと思います。本日は庶民文化研究家の町田さんを紹介します」と挨拶。

町田忍さん

町田さんは冒頭「銭湯ブームとも言われているが単なるブームで終わらせたくない。銭湯の良さを知ってもらい、地域に定着するようになれば良いと銭湯へのこだわりを語った。続いて約二十四年程前に銭湯に興味を持ちはじめてから、全国各地の銭湯の写真を取り始めたこと、またスライドを使用しながら、全国の銭湯の主人の大小島さん。「減りつつある銭湯ファンが増えればと思います。本日は庶民文化研究家の町田さんを紹介します」と挨拶。

広場

消費税についてのおさらい

岡嶋武夫

大平内閣の時に挫折した附加価値税に代って、世論の反対の中、竹下内閣の平成元年四月より現在の消費税が成立施行されて十五年になろうとしている。

世論の反対はあったが、しかし、理論的には景気に左右されにくい物・サービスの消費に対し課税する間接税である消費税を設け、その代りに所得に対して課税する法人税、所得税等の直接税を減税するということは、国家財政の安定化という面からは正しい選択であったといえ、今では消費税は定着しているといえると思う。

何回かの手直しを経て現在に至っているのであるが、ここで、消費税のおさらいをしてみようと思う。

サービスを含めた物の取引全部について消費税を課すのであるが、発足当時からいくつかの例外措置が設けられていた。

第一のグループは課税の範囲についてであり、第二のグループは申告を含めた納税制度についてである。

課税の範囲については、国内取引に限られていること、即ち、外国での国際取引は非課税である。国内取引については、土地、借地権の取引、地代、人件費、教育費（学納金）、支払利息、葬儀費用の一部、保育料、助産費用、医療費、保険料、商品券、有価証券取引、行政手数料等の取引の種類によって非課税とされた。

その後の改正で住居に関する家賃が非課税となった。そのため、同じ家賃でも、アパート、マンションの家賃は非課税であるが、店舗、事務所の家賃は課税となっている。第二のグループは申告及び納税制度である。

まず税率は当初三％で発足し、平成九年四月から地方消費税の導入と税率アップにより、地方消費税一％の創設、国税の消費税が四％となり、合計して三％が五％となって今日に至っている。

元々消費税は、重複課税を避けるため、複雑な仕組みとなっている。それは、サービス、販売の都度消費税を預かり、国に納付するのであるが、それだと売上の都度消費税が重なってしまうので、納付の段階ではすでに仕入によって支払っている消費税を差引いて納付することになっている。即ち、最終消費者が買入代金の五％の消費税を負担することになり、取引の都度の消費税の累積はないのである。これが売上税構想との違いである。

そのため、これらの煩雑さを除くため申告制度上①簡易課税制度②免税事業者制度③限界控除制度の三つの制度が設けられている。

①の簡易課税制度は初めての新税導入であり、中小企業者の負担の軽減の目的である。原則的課税制度によって申告納税しなくても良い年間売上額の上限を定めている。当初年間五億円以下であったものが改正によって四億円、二億円となって現在に至っているが、それが五千万円以下にしようとしている。

②の免税事業者制度は、中小企業者のうちの零細事業者の救済である。年間売上高が三千万円以下の事業者は消費税の免税業者としている。これによって、消費者は売上が三千万円以下かどうかがわからないので、消費税を徴収しても納付していないとして、益税という問題が社会問題化していた。これが一千万円以下にしようとしているのである。

③の限界控除制度は、消費税が新たに課税されるようになって、免税事業者と課税事業者の境界線近くの課税事業者の負担をやわらげようとした制度で激変緩和措置である。売上高三千万円超え、六千万円未満の事業者は段階的に消費税を安くする措置であったが、期間の経過と益税問題で、その目的は終えたとして、平成九年度から廃止となった。

①の簡易課税制度の内容であるが、簡易課税制度を採用すると、事業者は売上に対してお客様から消費税を徴収するが、原則的課税方法のように仕入に対する消費税、資産に対する消費税を厳密に区分理しないで、概算仕入率によって消費税額を算定し、売上に対する消費税からこの算定した消費税相当金額を差引いて、消費税を納付することになっている。ここにも益税の問題が含まれている。

この仕入率は当初一率に売上の八十％とされた。これが益税の出る主たる原因となり世論の批判をあびた。

そこで政府は政令改正によって、業種の種類によって仕入率を引下げ易課税制度②免税事業者制度③限界控除制度にすべて該当していたが、③の限界控除制度は廃止となったので関係なくなったが、①の簡易課税制度の上限が五千万円となり、②の免税事業者制度の上限が一千万円となる。

現在も五十％となっている。浴場業者は、これらの制度上の措置の①簡易課税制度②免税事業者制度③限界控除制度にすべて該当していたが、③の限界控除制度は廃止となったので関係なくなったが、①の簡易課税制度の上限が五千万円となり、②の免税事業者制度の上限が一千万円となる。

本紙一月号に入浴料金と消費税について若干ふれておいたが、消費税は一部の浴場業者を除いて入浴売上だけでは課税浴場業者はいないので、浴場業と消費税については思えないが、浴場業者は入浴料金には消費税が含まれていないし、免税事業者が多いので、消費税の納付者は少ないが、資産購入、経費支出に対しては当然きちんと消費税を支払っているのであって、益税ありとはいえないのである。

東京の入浴料金四〇〇円ということは、免税業者は四〇〇円であるにかかわらず、課税事業者は逆算して入浴料金三八一円、消費税一九円合計四〇〇円で消費税として頂いているわけで料金のダンピングを行っていることになる。即ち、正式な入浴料金を頂いて、お客様が支払うべき消費税を自己負担して国に対して支払うことになるわけである。

これらの事を考えると、今後の消費税改正については無関心ではいられないと思う。一物一価とならないためにも業界の知恵を出し合い、浴場業界の団結を強固なものに保ってもらいたいと思う。そのために、あえて、消費税の問題点をおさらいしてみることにしたわけである。

（東浴信組・常勤理事）

風呂屋のオヤジの日々往来

「しあわせって晩年にあるのかな」

星野剛

十年来の客にHという男がいた。もう50半ばであろう。かつては毎日の常連だったが、近年は忘れた頃に顔を見せる程度になっていた。そして来る度に痩せていた。「肝臓が悪くてなあ」と呟くように言っていたが、青白い生気のない顔になっていた。「酒を控えなよ」というアタシの言葉に「ウン」とうなずくものの「もう死んだっていいんだよ」などと捨て鉢とも思えるセリフも吐いていた。

今日、そんなHが死んだと風呂に来たHの仲間が教えてくれた。Hはまともな仕事をしていなかった。ヤクザとまではいかず、何やら愚連隊風だった。

酒とキャンブルに明け暮れているような男だが、何で収入を得ていたのか、一時は結構羽振りがよさそうだった。仲間数人を引き連れて年中入浴に来ていたが、いつもHが風呂代を払い、入浴後は近所の居酒屋に繰り込んだ。

Hのことを愚連隊風といったが、少々イキがること はあっても迷惑をかけるような振舞いはなかった。むしろ愛想がいいほうであり、刺青（すみ）も入れてないから周囲の客とは調和していた。

毎日のように来ていたHが時折しか来ないようになってから何と◇

Hの死を聞いてTともう一人だった。

Hが昨夜C病院で亡くなったという。看取ったのはTはHのようなヤクザまがいと違って根っからのヤクザだった。アタシがT知り合ったのは入浴をしてではなく、昭和40年代後半に組合間によく飲みにいっていたバーにTが顔を出すようになったためである。

派手なスーツ姿のTは、一見してスジもんと分かるタイプだが、極道風をふかすわけでもなく、むしろ我々にはいい客んな物腰だった。しかし時々連れてくる同業連中の態度からT が彼等の社会での存在を仲間に誇示するものだったのかもしれない。

Tとは、それから数年して、そのバーが廃業したため会うことも なかったのだが、7、8年前、常連のHがTを連れて風呂へやってきたのである。Hとは顔なじみであり、Tとも一緒に来ていたHが知り合いだったことにはちょっと驚いた。

しかし久しぶりな世界の住人である。一緒に現れても不思議はなかったのであろう。

20年振りに会ったTは、K町を闊歩していた その昔からみて老いていた。落ち目に見えるなら、Kの客にHというヤクザとまではいかず、何やら愚連隊風だった。

酒とキャンブルに明け暮れているような男だが、何で収入を得ていたのか、一時は結構羽振りがよさそうだった。仲間数人を引き連れて年中入浴に来ていたが、いつもHが風呂代を払い、入浴後は近所の居酒屋に繰り込んだ。

Hのことを愚連隊風といったが、少々イキがることはあっても迷惑をかけるような振舞いはなかった。むしろ愛想がいいほうであり、刺青（すみ）も入れてないから周囲の客とは調和していた。

毎日のように来ていたHが時折しか来ないようになってから何と◇

Hの死を聞いてTともう一人だった。

Hとは一時期よく一緒に風呂へ来ていたのである。そしてそのTも一ヵ月ほど前にK町のサウナで急死したと知らされていた。69才だったという。

Tは H

都道府県別入浴料金表

平成15年2月1日現在

	県名	施行年月日	入浴料金 大人	中人	小人	洗髪
			円	円	円	円
北海道	北海道	13. 9. 1	370	140	70	0
東北	青森	9. 7.29	350	150	60	0
	岩手	10. 4.15	350	100	70	0
	宮城	9. 4.20	360	140	80	0
	秋田	12. 4. 1	360	130	90	0
	山形	7. 4. 1	300	120	80	0
	福島	10. 3.10	350	130	80	0
関東甲信越	茨城	10. 3. 1	350	130	70	0
	栃木	13. 3.10	370	150	80	0
	埼玉	12.10. 1	380	180	70	0
	群馬	9.12. 1	360	150	70	0
	千葉	9.11. 8	385	170	70	0
	東京	12. 5.21	400	180	80	0
	神奈川	12. 8. 1	400	180	80	0
	山梨	11.12.24	350	170	70	0
	長野	13. 3.10	360	150	70	0
	新潟	9.11. 1	350	140	70	0
東海北陸	静岡	10. 3.10	340	120	60	0
	愛知	12. 7.19	380	150	70	0
	岐阜	13. 4. 1	360	150	70	0
	三重	8. 1. 1	300	150	70	0
	石川	9.10.15	350	130	50	0
	富山	11. 5.25	350	120	60	0
近畿	福井	12. 9.25	350	120	60	0
	滋賀	13. 3. 1	355	140	80	0
	京都	12.10. 1	350	140	60	0
	大阪	12.10.20	360	130	60	10
	兵庫	11. 7.10	340	130	60	0
	奈良	13. 2. 1	350	140	80	0
	和歌山	12. 1.15	340	140	80	0
中国	岡山	13. 5.18	350	130	60	0
	広島	11.12. 1	350	150	70	0
	山口	9. 2.15	340	150	80	0
	島根	8. 3. 8	300	130	70	0
	鳥取	12. 9. 1	310	120	60	0
四国	香川	9. 2. 1	300	110	60	0
	愛媛	9. 5. 1	300	120	60	0
	徳島	8. 4. 1	300	100	60	0
	高知	13. 4. 1	330	130	60	0
九州	福岡	12. 6. 1	370	170	60	0
	長崎	9.11.10	300	150	80	0
	佐賀	8. 2.15	280	130	80	50
	大分	5.12. 1	300	140	70	0
	熊本	10. 3. 1	330	120	60	0
	宮崎	9. 4. 1	300	130	60	0
	鹿児島	12. 4.20	330	130	70	0
	沖縄	55.11. 6	200	100	70	30

全浴連の歩み

第三期（昭和53年～63年）

（一月号からの続き）

その結果、公衆浴場の経営は法人名義であるが、施設はその法人の代表者個人が所有している場合に限って改装、改築または増築する場合は、その代表者個人を融資対象者として貸付けを行なうことになり、昭和六十年二月八日付で厚生省生活衛生局指導課長名の文書をもって各都道府県衛生主管部長あて通達された。また昭和六十年二月十五日付の環境衛生金融公庫の業務部長名で各受託金融機関の代貸付担当部長あてに、同種の文書をもって通知された。

昭和六十年度
　改善事項　なし

昭和六十一年度
　貸付枠　一、七六〇億円
　貸付限度額　九、〇〇〇万円↓一億円へ
　貸付利率　六・五%↓六・〇%へ
　小企業等設備資金貸付期限　四・六年↓五年へ

昭和六十一年十月より、振興計画の認定を受けた組合及びその組合員に対して、運転資金貸付制度が新しく導入された。

昭和六十二年度
　資金枠　一、九二〇億円（前年一、七六〇億円）
　貸付期間の延長　二十年↓二十五年以内へ
　貸付利率　六・〇%↓五・二%へ
　小企業等設備資金貸付限度額四〇〇万円↓四五〇万円へ
　貸付利率　六十二年四月一日より五・二%↓四・七%へ

昭和六十三年度
　資金枠　一、九二〇億円（前年同額）
　貸付限度額　一億円↓一億二千万円
　既存の浴場については、一施設ごとに一億二千万円と、二施設以上一億円（一日）を撤廃した。

多様化設備とは、熱気風呂（サウナ）、家族風呂、教養娯楽室、喫茶室、健康コーナー、コインランドリーの六設備。最近では、できるだけ負担を軽くしたい業者の要望にたって借地の更新時期にきている浴場が多く、また改装の場合、高層化するときは公衆浴場の場合は二億円とする。

平成元年度
　貸付枠　二、〇二〇億円（前年一、九二〇億円）
　経営多様化設備の改善として、コインランドリー設備が追加された。
　経営多様化資金の取扱期限（平成元年三月三十一日）を撤廃した。

土地に対する投資は、設備投資と異なり、生産性の更新をせねばならず、また地主から借地の買取りの要請があった場合、多額の資金を必要とするため転廃業を余儀なくされる場合が発生している。このことが公衆浴場の確保対策上、大きな問題となっている。加えて、このため借入金によるこのような負担を軽くしたい業者の要望を受けて、全浴連は、公衆浴場確保対策の一環として陳情してきた。

昭和五十四年度
　国税関係①公衆浴場の相続税については「農地準じた扱いに②建物再調達費を損金扱いに

地方税関係①固定資産税を非課税に②電気税を非課税に③事業税の税率を百分の三以下に④不動産取得税の軽減を要望したが、いずれも実現しなかった。

昭和五十五年度
　国税関係①公衆浴場の相続税については「農地並みの取扱い」の陳情。厚生省も当初、全浴連の要望を全面的に了承し、大蔵省、自治省と折衝したが固定資産税の非課税は無理だとの判断から四分の一で折衝することに決定し、十二月七日の環境衛生同盟総会で確認し、金子一平先生が税制部会長として推進すると同時に、浴場関係議員では、塩崎潤先生、奥野誠亮先生、越智通雄先生が推進することとし、自民党税制調査会、同小委員会に延八日間陳情した結果、相続税は継続案件として、固定資産税についても増税を考えているときでもあり、法律での減税は無理であるが、自治省としては、公衆浴場は地域住民の居住する比較的地価の高い所で、かつ、広い土地を必要とするが、入浴料金が物価統制令で規制されており、収益性が極めて低いからである。

（次号へつづく）

公衆浴場関係税制改正

公衆浴場に関連する税制改正については、毎年、環境衛生議員連盟の税制部会の先生方や公衆浴場議員懇談会の先生方を通じて自民党税制調査会に陳情してきた。

昭和五十四年度
　国税関係①公衆浴場の相続税については「農地準じた扱いに②建物再調達費を損金扱いに

地方税関係①固定資産税を非課税に②電気税を非課税に③事業税の税率を百分の三以下に④不動産取得税の軽減を要望したが、いずれも実現しなかった。

昭和五十五年度
　国税関係①相続税について、地方税関係①固定資産税の非課税にしぼって陳情。厚生省も当初、全浴連の要望を全面的に了承し、大蔵省、自治省と折衝したが固定資産税の非課税は無理だとの判断から四分の一で折衝することに決定し、十二月七日の環境衛生同盟総会で確認し、金子一平先生が税制部会長として推進すると同時に、浴場関係議員では、塩崎潤先生、奥野誠亮先生、越智通雄先生が推進することとし、自民党税制調査会、同小委員会に延八日間陳情した結果、相続税は継続案件として、固定資産税についても増税を考えているときでもあり、法律での減税は無理であるが、自治省としては、公衆浴場は地域住民の居住する比較的地価の高い所で、かつ、広い土地を必要とするが、入浴料金が物価統制令で規制されており、収益性が極めて低いからである。

（次号へつづく）

昭和五十六年
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

昭和五十七年度　国税関係
　前年同様の要望を行なったが実現できず。

昭和五十八年度も同様

昭和五十九年度も同様

昭和六十年度
　従来からの要望内容を一部変更し、国税及び地方税に共通する事項として土地及び建物の評価について、現行の路線価方式に代えて、収益還元方式をとることを要望した。その理由は、公衆浴場は地域住民の居住する比較的地価の高い所で、かつ、広い土地を必要とするが、入浴料金が物価統制令で規制されており、収益性が極めて低いからである。

（次号へつづく）

昭和六十一年
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

昭和六十二年度　国税関係
　前年同様の要望を行なったが実現できず。

昭和六十三年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成元年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成二年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成三年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成四年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成五年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成六年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成七年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成八年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成九年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十一年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十二年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十三年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十四年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

平成十五年度
　国税関係①相続税について前年同様の要望、地方税関係①固定資産税の四分の一軽減を要望したが実現できなかった。

各都道府県組合事務所・代表者一覧表

平成15年2月1日現在

	県名	代表者名	〒	事務所所在地	電話番号
北海道・東北	北海道	小西廣幸	060-0042	札幌市中央区大通西16-2	011-611-9341
	青森県	清水俊雄	030-0812	青森市堤町2-6-9	017-735-3853
	岩手県	山屋隆	020-0025	盛岡市大沢川原3-1-2	019-622-3528
	宮城県	後藤登	981-0915	仙台市青葉区通町1-6-9 宮城県通町分庁舎	022-273-1309
	秋田県	能登清平	010-0877	秋田市千秋矢留町1-19	018-832-5231
	山形県	杉浦清蔵	990-0047	山形市旅籠町1-9-14 桃の湯内	023-623-9037
	福島県	門馬浩二	975-0007	原町市南町3-12 森の湯内	0244-23-4108
関東甲信越	栃木県	星良行	323-0025	小山市城山町2-5-21 幸の湯内	0285-25-0356
	埼玉県	酒井弘幸	336-0011	さいたま市高砂2-1-5	048-822-5400
	群馬県	吉岡藤吉	376-0031	桐生市本町1-4-35 一の湯内	027-744-4704
	千葉県	廣瀬憲治	260-0854	千葉市中央区長洲2-9-6	043-222-3858
	東京都	高橋元彰	101-0031	千代田区東神田1-10-2	03-5687-2641
	神奈川県	山下眞次	232-0022	横浜市南区高根町2-10	045-231-3341
	山梨県	古屋文也	400-0043	甲府市国母1-3-4 国母温泉内	055-224-6804
	長野県	夏目正也	380-0805	長野市柳町64 東の湯内	026-232-7208
	新潟県	小林政太	951-8054	新潟市礎町通り上1ノ町1926	025-222-2923
東海北陸	静岡県	小長井正	420-0042	静岡市駒形通3-2-1 桜湯内	054-252-8938
	愛知県	林徳男	460-0012	名古屋市中区千代田3-9-14	052-322-5735
	岐阜県	林克己	500-8314	岐阜市鏡屋西町1-75	058-252-1457
	三重県	森下晃行	514-0006	津市広明町345-5 三浴ビル	059-228-4240
	石川県	大音興志雄	920-0912	金沢市大手町2-22	076-221-2372
	富山県	吉田秀治	930-0039	富山市東町3-2-17	076-421-3968
近畿	福井県	竹澤明則	910-0026	福井市光陽4-2-26	0776-22-2761
	滋賀県	多賀健治	520-0806	大津市打出浜13-22 滋賀県生衛会館内	077-524-8554
	京都府	小中晃司	604-8381	京都市中京区西ノ京職司町63	075-801-1301
	大阪府	西田実	543-0071	大阪市天王寺区生玉町9-3	06-6772-3112
	兵庫県	山本勲	650-0011	神戸市中央区下山手通7-1-21	078-341-2475
	奈良県	伊藤実	630-8123	奈良市三条大宮町1-12 奈良県生衛会館内	0742-35-5026
	和歌山県	久堀和夫	640-8265	和歌山市小松原6-6-23	073-422-1507
中国	岡山県	平松晴彦	700-0822	岡山市表町3-18-52 民生会館内	086-232-0976
	広島県	奥河内武人	730-0856	広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル5F	082-293-7848
	山口県	吉本太一	750-0051	下関市大坪本町24-10	0832-23-3739
	鳥取県	川木勢逸	680-0037	鳥取市元町329 レンガ湯内	0857-22-4876
四国	香川県	永木茂	760-0049	高松市八坂町2-12	087-821-8271
	愛媛県	井村勝利	790-0065	松山市宮西1-5-11 愛媛県宮西ビル3F	089-924-6373
	徳島県	川原重夫	770-0942	徳島市昭和町1-85 柚木ビル3F	088-653-0755
	高知県	宮本昭一	780-8008	高知市潮新町2-9-6	088-831-2673
九州	福岡県	中島勝美	810-0002	福岡市中央区西中洲11街区13号	092-761-3612
	長崎県	松井末寿	850-0903	長崎市寄合町2-27 山頭温泉内	095-826-7045
	佐賀県	古川勝己	840-0813	佐賀市唐人2-2-37 中将湯内	0952-23-7084
	大分県	宮崎奉治	870-0016	大分市新川町1-7-37 河原内	097-532-9745
	熊本県	野村数雄	860-0863	熊本市坪井2-5-28 大福湯内	096-346-3340
	宮崎県	新原正人	889-4304	えびの市大字上江740 田代温泉内	0984-33-4475
	鹿児島県	田中秀文	892-0815	鹿児島市易居町3-28号 ヘルスプラザかごっまビル4F	099-225-2683
	沖縄県	平川辰生	900-0016	那覇市前島1-18-24	098-862-2098

目黒回転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
有限会社
目黒製作所
本　社　東京都八王子市美山町1343番7
TEL 0426-52-2592㈹
FAX 0426-52-2593
大阪支社　大阪府八尾市北7丁目68番59号
TEL 0729-48-5797
FAX 0729-48-5798
北海道支社　札幌市東区北47条東4－2－3
TEL 011(751)4490

力強いシャワーを実現
TAKARASIKI お風呂のカランは タカラシキ
節水パワーヘッド仕様
TAGAWA - 3A 特許
しかも、水量を確実に節約
節水比較データ
従来のAシャワー
節水Aシャワー
流量 ℓ/min
動水圧 Kgf/cm²
11.7 14.2 16.6 17.6 19.4 20.8 22.0 23.4
7.1 8.3 9.6 10.5 11.5 12.4 13.2 14.1
節水パワーヘッド仕様
実績No.1のシャワーに搭載
節水パワー・Aシャワー
品番TWA-PH　価格￥10800
節水パワーヘッド仕様
壁付けR型
品番TW-PH-R
高位置 壁付用シャワーヘッド
価格￥7900
節水パワーヘッド仕様
壁付けストレート型
品番TW-PH-S
中位置 壁付用シャワーヘッド
価格￥6850
●水圧の低い場所でも従来のものより強いシャワーが得られます
●使用水量の40%を節約します（当社比・動水圧測定）
●体や頭に爽快なマッサージ効果が生み出します
宝式・浴場カラン・シャワー製造
製造者　株式会社　小島合金
総発売元　シィティエス販売 有限会社
京都市南区東九条東札辻町1番地　〒601-8024
TEL 075-661-0001　FAX 075-661-0003

安心経営
最新の銭湯をホームページでご案内中です。http://www.advan.gr.jp
K.K. ADVAN 建築設計事務所　〒116-0013 東京都荒川区西日暮里4-23-2 ノアビル ☎03-3824-5601

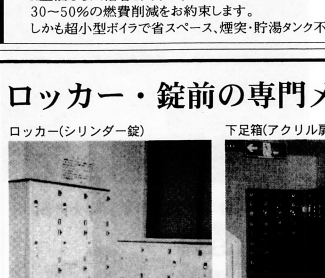

節約しましょ！
ミタカ省エネ浴場システム
A重油なら入浴客1人あたり0.5ℓでOK
30～50%の燃費削減をお約束します。
しかも超小型ボイラで省スペース、煙突・貯湯タンク不要！
真空ヒータ・風呂釜・濾過機・浴場総合工事
素敵に湯～わく
三高工業株式会社
〒611-0031 京都府宇治市広野町寺山27-4
Tel.(0774) 46-4747(代) Fax.(0774) 46-0290
代理店 東京・富山・広島　サービス網 全国31カ所

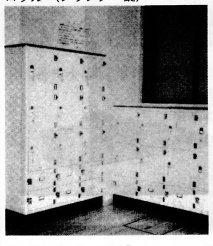

ロッカー・錠前の専門メーカー
ロッカー(シリンダー錠)
下足箱(アクリル扉)
松竹錠
好評のアフターサービス
傘立 20人～80人
松竹錠工業株式会社
本　社　〒140-0014 東京都品川区大井4－10－6
営業所　〒142-0041 東京都品川区戸越3－10－12
電話　営業所 03(3781)5472　経理部 03(3771)7477
03(3782)9189　FAX 03(3788)1450
〈営業品目〉
●下足箱・ロッカー・傘入箱・貸ロッカー
●番台・カウンター・洗面化粧台・貴重品箱